

富山県脱炭素サプライチェーン構築支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 電気料金の高騰などエネルギー価格の高騰が続く中、県内企業においては、調達先を含めた二酸化炭素排出量の測定などサプライチェーン全体での脱炭素に向けた取組みが課題となっている。排出量の可視化等の脱炭素の取組みは、各企業における中長期的なコスト削減に繋がることに加え、2050年カーボンニュートラルの実現を目指す本県にとっても重要な課題であることから、電力を多く使用する特別高圧契約により受電する県内事業者が行う脱炭素サプライチェーン構築に資する取組みに要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「県内事業者」とは、県内に本社又は事業所を有する企業をいう。

(交付基準)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に該当する県内事業者とし、予算の範囲内において次条に定める補助金を交付するものとする。ただし、1事業所あたり1回までとする。

- (1) 県内の事業所において特別高圧契約で受電する企業（ただし、官公署、鉄道事業者、医療機関を除く）
 - (2) パートナースhip構築宣言企業、又は登録を誓約する書類の提出等により登録を確約できる企業
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は対象としない。
- (1) 県税を滞納している者
 - (2) 次のいずれかに該当する者
 - ア 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）（以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
 - イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している場合

- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している場合
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している場合
- カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している場合
- キ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業及びそれらに類似する業種を営む者
- ク 営業に関して必要な許認可等を取得していない者
- ケ 補助金を交付するにあたり、社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがある者

（補助対象事業）

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）

は、次に掲げる事業とする。

- (1) 温室効果ガスの算出、計測（Scope1～3）
 - (2) LCA（Life Cycle Assessment）、CFP（Carbon Footprint of Products）の算出及び計測
 - (3) SBT（Science Based Targets）認定取得支援
 - (4) PDCA サイクルの構築支援
 - (5) EMS（Energy Management System）や SCM（Supply Chain Management）システムなど各種システムの導入にかかる専門家の派遣等
 - (6) サプライチェーン内での合同研修会
 - (7) サプライチェーンの温室効果ガス測定に資するシステムの構築
 - (8) その他脱炭素サプライチェーン構築に資すると認められるもの
- 2 富山県の他の補助金を活用する事業は対象外とする。

（事業期間）

第 5 条 補助対象事業の実施期間（以下「事業期間」という。）は、補助金の交付決定のあった日から令和 6 年 6 月 14 日までとする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費として事業期間内に契約し、かつ、実施した経費のうち、次に掲げる経費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

(1) 事業を行うために必要な以下の経費

経費項目	内容
委託費	コンサルタントなどへの委託費
審査費	国際認証機関の審査申請費
旅 費	国内外への出張旅費
会議費	会議室等の借上費
謝 金	セミナー等の講師謝礼
システム費	ソフトウェアの購入や設定等に要する経費

(2) その他脱炭素サプライチェーンの構築に係る経費

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、1事業所につき、1,000万円を上限とする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、知事が別に定める期間内に提出しなければならない。

(補助対象事業の着手)

第9条 補助対象事業の着手時期は、交付決定のあった日以降でなければならない。ただし、事業の性質上又はやむを得ない事由があると知事が認めた場合は、この限りではない。

(交付の決定)

第10条 知事は、第8条の規定による申請書の提出があったときは、知事が別に定める基準等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定するとともに、その内容を申請者に通知する。

(交付の条件)

第 11 条 知事は、補助金の交付の決定をするときは、次に掲げる事項の条件を付するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

ア 補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の変更（事業費の額の 20 パーセント未満の変更を除く。）をしようとする場合

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

（計画の変更）

第 12 条 第 10 条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条第 1 号に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ承認申請書（様式第 2 号）に必要書類を添えて、知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは承認通知書により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第 13 条 補助事業者は、令和 6 年 6 月 14 日までに補助事業を完了（当該補助事業に係る補助対象経費全額の支払完了をもって補助事業の完了とし、第 11 条第 1 号の規定による補助事業の中止の承認を受けたときを含む。）させ、完了の日（補助事業の廃止の承認を受けたときは、その承認を受けた日）から起算して 30 日以内又は令和 6 年 6 月 28 日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第 3 号）に必要書類を添えて知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 14 条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付決定の内容に適合すると認めた場合には、交付する額を確定し、補助金の交付対象者に通知するものとする。

(補助金の交付時期等)

第 15 条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、遅滞なく補助事業者に補助金を支払うものとする。

(資料の提出)

第 16 条 知事は、補助事業者に対して、補助事業の実施による事業効果を把握するために必要な事項について、資料の提出を求めることができる。

(公表)

第 17 条 知事は、前条の規定により補助事業者から提出のあった資料その他補助事業の実施に関する事項について、必要に応じて公表することができる。

(決定の取消し等)

第 18 条 知事は、交付の決定又は確定（以下「決定等」という。）を受けた者が、虚偽その他不正な手段により補助金の交付の決定等を受けたときは、交付の決定等を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について返還を求めるものとする。

(財産の管理等)

第 19 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、台帳（様式第 4 号）を備え管理しなければならない。

(財産の処分の制限)

第 20 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円を超えるものを、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められた耐用年数の期間内において、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

2 知事は、財産取得を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(補助金の経理)

第 21 条 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

(補則)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 10 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 12 月 18 日から施行する。